



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 113/2020年5月号

発行日：2020年5月29日

緊急事態宣言も解除され、段階的に様々な自粛事項が解除される流れの中で、徐々に町にも人が増えてきたように感じます。3月決算の法人にあっては、外出の自粛、テレワークの推進という環境下の中でも、必死に会社業務に当たられた方も多いことと思います。疲労が出てくる時期だと思しますので、第2波をできるだけ抑えられるよう行動しながら、自身も免疫力を落とさないよう、うがい・手洗いはもちろん、しっかり休息も取りながら、賢明に行動していきたいと思えます。

I. 最新情報（2020年4月1日～2020年4月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年4 月1日	実 務 指 針	「業種別委員会実 務指針第38号「投 資事業有限責任組 合における会計上 及び監査上の取扱 い」の改正につい て」の公表につい て	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2020年3月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取り扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。今回の改正は、以下の監査基準委員会報告書及び監査・保証実務委員会実務指針の改正等を踏まえ、所要の見直しを行ったものです。 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正（2019年2月27日） 監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の改正（2020年3月17日） 監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正（2020年3月17日）	本改正は、 2020年3月 31日以後終了 する事業年度又 は会計期間に係 る監査から適用 されます。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年4 月20日	実務 指針	「学校法人委員会 実務指針第36号 「私立学校振興助 成法に基づく監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」 の改正について」 の公表について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2020年4月9日に開催された常務理事会の承認を受けて「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。 今回の改正では、2019年9月3日付けで企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを踏まえて、独立監査人の監査報告書の文例のうち除外事項付意見の文例について変更をしました。 なお、子ども・子育て支援法に定める施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等が作成した計算書類に対して行う監査について解説する学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の監査上の留意事項及び監査報告書の文例」は本実務指針を参照とするため、当該研究報告を参照して行う監査の場合においても上記の変更点にご留意ください。	本実務指針の改正は、2020年3月31日をもって終了する事業年度に係る監査から適用されます。
2020年4 月24日	公 開 草案	「学校法人委員会 実務指針第40号 「学校法人の寄附 行為等の認可申請 に係る書類の様式 等の告示に基づく 財産目録監査の取 扱い」の改正につ いて」（公開草案） の公表について	日本公認会計士協会では、企業会計審議会が2018年7月5日付け及び2019年9月3日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」をそれぞれ公表されたことに伴い、関連する監査基準委員会報告書を改正しました。これを踏まえ、学校法人委員会は、学校法人の理事者又は設立準備委員会等が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成した財産目録に対して公認会計士が実施する監査における監査上の取扱い及び監査報告書の文例について見直しを図り、検討を進めてまいりました。 このたび、当委員会での検討を終えたため、「学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正につ	—

			て」（公開草案）を公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	--	---------------------------------	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年4 月17日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第28号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年4月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第28号「公益法人・一般法人の収支計算書に対する監査に関する研究報告」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、企業会計審議会から2018年7月5日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂並びにそれらに対応するために行われた監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」及び監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」ほか、監査基準委員会報告書の改正を受け、公益社団（財団）法人や一般社団（財団）法人の収支計算書に対する監査業務に関してについて、所要の見直しを行ったものです。 なお、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針は今後改正が予定されており、同改正への対応は改めて行う予定です。	—
2020年4 月20日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2020年4月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、企業会計審議会から2019年9月3日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」を受けた監査基準の改訂並びにそれらに対応するために行われた監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。なお、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針は今後改正が予定されており、同改正への対応は改めて行う予定です。	本改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用されます。

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について

新型コロナウイルス感染症の影響で関係各所から様々な対応への指針が示されており、先月のニュースレターにおいては、日本公認会計士協会から公表された、「新型コロナウイルス感染症の関連する監査上の留意事項」のその1からその4及び会長声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について」や企業会計基準委員会から公表された、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」について解説いたしましたが、令和2年5月11日に「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」に関する追補が公表されており、これを踏まえて、令和2年5月21日付けで金融庁より、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」が公表されております。

①「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」に関する追補について

まずは、企業会計基準委員会から公表された「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」に関する追補について確認します。

先月確認した「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」において不確実性の高い環境下における監査上の留意事項として次の点が挙げられておりました。

(4) 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められる

この留意点について、令和2年5月11日に下記の追補がなされております。

上記の(4)の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

②新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について

上記を受けての新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示として、以下の点が挙げられています。

(1)有価証券報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示

・財務情報における追加情報の開示

上記の『「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」について』を受けて、「会計上の見積り」の開示は、投資家が財務諸表を理解する上で有用な情報と考えられ、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象については、財務情報である追加情報において、会計上の見積りに用いた仮定をより具体的に開示することが強く期待されるとされています。

・非財務情報（記述情報）の開示

非財務情報（記述情報）では、本年3月期決算から適用される改正内閣府令において、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、「当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響」などを開示することが求められています。ただし、この内容を財務情報である追加情報において開示した場合には、非財務情報の開示ではその旨を記載することによって省略することができることとなっております。

また、「会計上の見積り」以外では、非財務情報において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響について、「事業等のリスク」における感染症の影響や対応策、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」における業績や資金繰りへの影響分析、経営戦略を変更する場合にはその内容等の充実した開示を行うことが強く期待されています。

・有価証券報告書レビューによる対応

非財務情報における改正内閣府令に関する開示内容については、有価証券報告書レビューの対象となっており、これには新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれることとなっております。

また、財務情報における、新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する追加情報の開示についても、上記の有価証券報告書レビューの対象に含めて審査されることとなります。

これから、3月決算法人については、有価証券報告書の作成並びに監査の時期に入っております。

各社の事情に合わせて、適切に新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示を行う必要がありますので、ご注意ください。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703